

釜石市民泊施設条例

○釜石市民泊施設条例

平成31年3月15日

条例第3号

(設置)

第1条 三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル、三陸復興国立公園等、当市の自然環境・地域資源を活かし、観光・体験を通じた交流人口の拡大及び市の観光振興を図ることを目的として、釜石市民泊施設(以下「民泊施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 民泊施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箱崎白浜民泊施設	釜石市箱崎町第三地割6番地4

(呼称)

第3条 市長は、民泊施設の全部又は一部について、呼称を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により呼称を定めたときは、これを告示するものとする。これを変更し又は廃止したときも同様とする。

(指定管理者による管理)

第4条 民泊施設の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(休業日)

第5条 宿泊施設の休業日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(利用時間)

第6条 宿泊施設の利用時間は、午後3時から利用最終日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第7条 民泊施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 市長は、民泊施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、民泊施設を利用する目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

釜石市民泊施設条例

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 民泊施設の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 民泊施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が施設の管理上適当でないと認めるとき。

(利用料)

第9条 民泊施設の利用料は、別表に掲げる額の範囲内において、市長が定める。

- 2 第4条の規定により指定管理者に管理及び運営を行わせる場合は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用者は、利用の許可を受けた際に前項の定めによる利用料に消費税額及び地方消費税額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を市長に納付しなければならない。
- 4 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項に規定する利用料金の納付期日を別に指定することができる。

(利用料の収入)

第10条 市長は、第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料の減免)

第11条 市長は、特に必要と認める場合は、利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の不還付)

第12条 納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条に規定する利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。
- (2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力により施設の運営上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (5) その他必要と認めたとき。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 民泊施設の管理について、第4条に規定する指定管理者の指定を受けようとする者は、

釜石市民泊施設条例

市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をした者に通知するものとする。

(1) 平等な利用が確保されること。

(2) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有していること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 民泊施設利用の許可等に関する業務

(2) 民泊施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 食事提供に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、民泊施設の目的を達成するために市長が必要と認める業務

2 前項の規定により民泊施設の管理を行わせる場合において、第6条、第7条、第8条、第9条第3項、同条第4項及び第11条から第13条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。なお、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 業務の実施状況及び利用状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) その他市長が必要があると認めた事項

(損害賠償義務)

第18条 指定管理者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由により民泊施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

釜石市民泊施設条例

第19条 指定管理者及び民泊施設の業務に従事している者は、民泊施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は民泊施設の業務の従事を退いた後においても同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和元年7月規則第3号の4で、同元年7月1日から施行)

(準備行為)

2 第14条の規定による指定の手続き及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和6年12月23日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の日に係る利用料の額については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

(令6条例45・一部改正)

区分	利用料(1泊)	摘要
1部屋	36,000円	4人まで
1棟	72,000円	